New / 2018/6/29

●働き方改革法が成立 2018年6月29日参院本会議

残業時間の上限規制・脱時間給・同一賃金の導入

特定社会保険労務士 小山労務管理事務所

■政府が今国会最重要法案と位置づけていた「働き方改革関連法」は2018年6月29日、参院本 会議で可決成立した。「脱時間給」(高度プロフェショナル制度)の創設、労働基準法、労働契約法 など計8本の法律の一括改正を柱とする。

今後の日本の労働慣行の大きな転換点を迎えた。

■47項目の付帯決議も採択され、政府が脱時間給制度の対象業務を省令で定める際、限定列挙 することなどが記されている。

■働き方改革法のポイント

- → 時間外労働の罰則付き上限規制の導入
- → 同一労働同一賃金の実現(正規、非正規の不合理な待遇差の解消)
- → 高度プロフェショナル制度の創設(高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す脱時間給)

✔ 働き方改革関連法の主な内容及び施行時期

時間外労働(残業)の罰則付き上限規制	
原則 月 45 時間 年 360 時間まで。 最長でも 単月 100 時間未満	2019年4月(大企業)
年 720 時間未満が限度	中小企業 2020 年 4 月
同一労働同一賃金の実現	
正規と非正規の不合理な待遇差を解消	2020年4月(大企業)
差が生じる場合は説明義務あり	中小企業 2021 年 4 月
高度プロフェショナル(脱時間給)制度の創設	
高収入の一部専門職は働いた時間ではなく成果で評価	2019年4月
年収 1075 万円以上の高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す	(大企業・中小企業を問
	わず)
インターバル制度の努力義務化	
終業から次の始業まで一定の時間を確保する	2019 年 4 月(大中問わ
	ず)

◆広がる生産性向上運動

インターバル勤務(勤務間インターバルは休息確保のため、終業から始業までの間の時間に最低基準を設ける制度)については努力義務となっているが、産業界では既に導入済みの企業が増加しており、導入検討中の企業も増えている。

法律に先行し、画一的労働を廃し、企業の一層の競争力を育むための働き方改革が進んでいる。

- ➤ 2018 年 労働経済動向指数にも大きな変化がみられる。
- ・5月の労働者数 6698 万人過去最多 ・完全失業率 2.2% (労働力調査)
- ・5月の有効求人倍率 1.60 倍と44年4か月ぶりの高水準 (厚労省)

